

潤和会記念病院
通所リハビリテーションあびりんす運営規程

(事業の目的)

第1条

- 1 一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団が開設する通所リハビリテーションあびりんす(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護・要支援状態にある利用者に対し、適切な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持回復を図る。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 通所リハビリテーションあびりんす
- 2 所在地 宮崎県宮崎市大字小松1119番地

(従業者の職種、職員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び業務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(兼務)
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名(常勤兼務1名)
医師は、利用者の診察を行い、通所リハビリテーションに関する指示を行うとともに、その内容について利用者または扶養者に説明を行う。
- 3 理学療法士または作業療法士、言語聴覚士 1名以上
理学療法士または作業療法士、言語聴覚士は、心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて適切なリハビリテーションを計画的に行う。(言語聴覚士は必要に応じ、病院、訪問リハビリテーション事業所より派遣)
- 4 介護職員 2名以上
介護職員は、自立の支援と日常生活の充実に資するよう病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって介護を行う。

潤和会記念病院
通所リハビリテーションあびりんす運営規程

5 看護師

看護師は他職種と連携しつつ、通所リハビリテーション利用者の病状観察、心理的 問題の解決、療養・介護方法の指導、看護の提供等を行うものとする。(看護師は必要に応じ、病院、訪問看護ステーションより派遣)

6 管理栄養士

管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、 食事相談を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び
12月29日から1月3日までを除く。

2 営業時間

午前8時30分～午後5時30分

3 サービス提供時間

午前9時～午後5時

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は、1単位 35 人とする(介護予防通所リハビリテーションも含む)。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条

1 事業の内容は、次のとおりとする。

(1)通所リハビリテーション計画等

(2)居宅と事業所間の送迎

(3)食事の提供(食事は原則として食堂で提供する)

昼食 12時

(4)医学的管理・看護

(5)介護

(6)個別リハビリテーション

2 通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に基づく額とする。

(1)食費、日常生活品費、教養娯楽にかかるサービス費を実費負担とする(希望者のみ)。

(2)交通費は通常の事業実施地域を超える場合は、距離に応じて実費負担とする。

(3)前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

潤和会記念病院
通所リハビリテーションあびりんす運営規程

(4)前項の費用の支払を受ける場合には、利用者または扶養者に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

1 通常の事業の実施地域は、宮崎市(事業所より5km 圏内)の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条

1 利用者が通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1)外出 事前に職員にお申し込み下さい。

(2)飲酒 医師の許可が必要です。

(3)設備・備品の利用 使用方法是職員にお尋ねください。

(4)所持品・備品等の持ち込み 職員にお尋ねください。

(5)金銭・貴重品の持ち込み 原則として施設ではお預かりいたしませんので、持ち込みは最低限でお願いいたします。

(非常災害対策)

第11条

1 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

(1)消火、通報及び避難の訓練(年2回)

(2)消防設備、施設等の点検及び整備

(3)従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督

(4)その他防火管理上必要な業務

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

潤和会記念病院
通所リハビリテーションあびりんす運営規程

(苦情処理)

第12条

- 1 管理者は、提供した通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当従業者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者または扶養者に説明するものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条

- 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なう。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第16条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務

潤和会記念病院
通所リハビリテーションあびりんす運営規程

再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第17 条

- 1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18 条

- 1 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1)採用時研修 採用後3か月以内
 - (2)継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者または扶養者の情報を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または扶養者の情報を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの情報を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

潤和会記念病院
通所リハビリテーションあびりんす運営規程

附則

この規定は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から改訂し施行する。

この規定は、平成 24 年 10 月 1 日から改定し施行する。

この規定は、平成 25 年 9 月 1 日から改定し施行する。

この規定は、平成 26 年 6 月 1 日から改定し施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から改定し施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から改定し施行する。

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から改定し施行する。

この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から改定し施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から改定し施行する。

この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から改定し施行する。